

## ◎信用保証協会法の一部を改正する法

律 (平成二〇年六月一日法律第六〇号)

### 一、提案理由(平成二〇年五月七日・衆議院経済産業委員会)

○甘利国務大臣

……………(略)……………

続きまして、信用保証協会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、中小企業の倒産件数が増加傾向にあるなど、中小企業をめぐる環境は引き続き厳しいものとなっております。

このため、地域に根差す信用保証協会についても、再生支援に向けた積極的な取り組み、創業や新分野に挑戦する中小企業に対する支援等の措置を講ずる必要があります。

同時に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図る必要性が増大しており、また、保証制度の不正利用等が発生していることから、適切な対策を講ずることが求められております。

このような課題に対応するため、信用保証協会に新たな役割

を担わせるとともに、信用保証協会の情報の一元的管理のための仕組みを設ける必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域の中小企業の再生支援を強化するため、中小企業の事業再生を円滑化することを目的として信用保証協会が債権の譲り受けを行うこと、及び地域における再生ファンドの組成を促すことを目的として信用保証協会が再生ファンドへの出資を行うことを可能とすることとしております。

第二に、創業や新分野への挑戦に取り組み中小企業を支援するため、信用保証協会が中小企業の発行する新株予約権を取得し、かわりに保証料の軽減等の支援を行うことを可能とすることとしております。

第三に、信用保証協会の業務の一層の適切化、効率化を図るとともに、信用保証制度の不正利用等を防止するため、保証に係る情報の一元的管理を行うための法的枠組みを導入することとしております。

以上が、三法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成二〇年五月二〇日)

○東順治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、信用保証協会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業をめぐる厳しい環境の中で、信用保証協会による中小企業の経営・再生支援をより一層充実させるため、信用保証協会の業務に事業再生の円滑化を目的とする債権の譲り受けなどを追加するとともに、信用保証制度の不正利用の防止のため、各信用保証協会が有する保証に関する情報の共有を行うための法的枠組みを導入するものであります。

……………(略)……………

本委員会においては、五月七日甘利経済産業大臣から三法律案に関し提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、五月十四日質疑を終了し、五月十六日、信用保証協会法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、討論を行い、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、また、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、採決を行った結果、全会一致をもって、い

信用保証協会法の一部を改正する法律

ずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。  
なお、信用保証協会法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年五月一六日)

政府は、地域経済の中核を担う中小企業が健全に発展するためには生産性の向上を図ることが必要であり、そのため資金調達等が更に円滑になされることが重要であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たな制度の実施に当たっては、最近の中小企業を巡る経済情勢の悪化にかんがみ、中小企業の金利負担の軽減等を図るため、金融行政との緊密な連携を旨としつつ、中小企業の立場に立った適切かつ柔軟な運用を図ること。また、中小企業における制度活用を促すため、関係方面への周知徹底に万全を期すこと。なお、昨年導入された責任共有制度の実施に際しても、中小企業経営への影響をきめ細かく把握することとし、それを踏まえつつ適切な運用に努めること。

二 各信用保証協会における事業再生支援等新規業務の遂行に当たっては、中小企業を巡る各地の状況や各協会における業

務の実情等も考慮しつつ、必要な人員の確保、人材の養成、職員研修の充実等に努めその目利き能力の強化を図るとともに、各協会の財務状況の健全性の確保に支障が生じないよう、保証承諾後においても適切な検査や指導監督に努めること。

三 各信用保証協会等に関しては、いやくも天下り機関との指摘を受けることがないよう、最適な人員配置等の体制整備に努めること。また、信用保証制度の不正利用や詐欺的行為を未然に防止するため、警察庁及び金融庁等関係省庁との連携を一層密にするとともに、これら事案等に係る情報共有制度については、その効果的な実施が図られるよう早急に整備を図ること。

四 中小企業の経営支援に当たっては、中小企業に対する信用補完制度の重要性にかんがみ、その持続的な運営基盤が確保されるよう予算措置を含め総合的に取組むとともに、中小企業の販売力・営業力の強化に十分配慮した指導・助言に係る施策の充実に努めること。

### 三、参議院経済産業委員長報告(平成二〇年六月四日)

○山根隆治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、信用保証協会法の一部を改正する法律案は、信用保証協会の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図ろうとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、中小企業金融をめぐる諸問題、信用保証協会におけるガバナンスの在り方、中小企業の創業や再生における課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、順次採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、信用保証協会法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二〇年六月三日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 各信用保証協会における再生支援等新たな業務の実施に際しては、中小企業をめぐる各地域の実情や各協会の業務の状況等も考慮しつつ、中小企業再生支援協議会、地域の金融機

関等との緊密な連携体制を構築するとともに、事業再生に関する専門人材の育成・確保や審査能力の向上に努めること。

また、各協会の財政状況の健全性の確保に支障が生じることのないよう、業務の実施状況について適切な検査や指導監督を行うなど、適宜フォローアップに努めること。

二 信用保証協会による債権の譲受け業務等の実施に当たっては、対象とする中小企業者の要件を具体的かつ明確に定めるとともに、譲受け等の価格については、合理的な基準に基づいて適正に決定すること。

三 信用保証制度の不正利用や詐欺的行為が続発している事態を重く受け止め、これらの行為を未然に防止するため、警察及び金融庁等関係省庁との連携を一層緊密に行うこと。

また、保証に係る情報を共有する保証業務支援機関制度については、情報が適正に管理され、その提供が効果的に行われるよう早急に体制を整備すること。

四 信用保証協会に関しては、いやくも天下り機関との指摘を受けることがないよう、最適な人員配置等に努めること。

また、信用保証協会のガバナンスの一層の強化が図られるよう、適切な指導・監督を行うこと。

五 最近の中小企業を取り巻く環境が悪化していることを踏まえ、中小企業の資金調達の円滑化を一層図ることが重要であ

ることにかんがみ、信用補完制度の持続的な財政基盤の強化のための十分な対策を講じること。  
右決議する。